

3.特約店、フランチャイズ、ファイナンス・リース

3-1.特約店

(1)特約店（販売店）——メーカーによる系列化

(2)特約店契約（販売店契約）



| | |
|---------|---|
| 独占販売権 | 対象商品を、Bだけが販売できる (地理的範囲を限定する条項〔営業地域制限〕が付されることも) |
| 競合品取扱禁止 | 対象商品と競合する商品をBは販売してはならない |
| 最低購入数量 | Bは、Aから、一定数の対象商品を購入しなければならない |
| 商標の使用許諾 | Bは、対象商品や販促物にAの商標を使用することを許諾される |

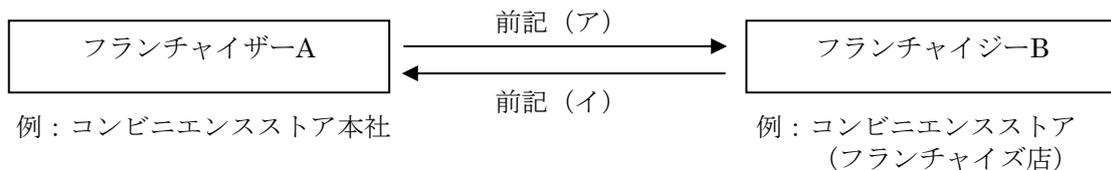
メーカー側からの契約の解消（解約、更新拒否）（継続的契約の終了：「契約法」）

3-2.フランチャイズ

(1)フランチャイズ契約

(ア) ある者（フランチャイザー）が相手方に自己の商標を使用して同一イメージのもとに営業を行う権利を与えると同時に、事業経営について統一的な方法による指導・援助を行い

(イ) 相手方（フランチャイジー）がこれに対価（加盟金、ロイヤルティ）を支払う



(2)フランチャイザーによる情報提供

フランチャイザーの情報提供義務（中小小売商業振興 11、同施規 10・11）

①加盟金・保証金、②商品の販売条件、③経営の指導、④使用させる商標・商号、⑤契約期間・更新・解除 etc.

募集時の売上げ・利益の予測の提供

事例 3-a フランチャイズ

X はクリーニング業に興味を持ち、クリーニング店のフランチャイズ事業を展開する Y 社と加盟について協議した。X は Y 社から事業計画の説明を受けた後、フランチャイズ契約を締結し、クリーニング店を開店した。ところが、Y 社の示した事業計画は、売上げや競合店について誤った判断にもとづくものであり、X の店の成績は事業計画を大幅に下回り、9 ヶ月で閉店に至った。X は、Y 社に対して、開業費用等について損害賠償を請求した。

東京高判平 11・10・28 判時 1704-65

「本件においては、控訴人〔フランチャイジー〕は、クリーニング業は全くの素人であったので、開業に当たっては相当多額の開業費用を要することなどからも、開業することに対する不安が極めて大きかったが、契約に先立って被控訴人〔フランチャイザー〕から示された開業予定地（物件）に関する売上予測等の最終的な資料によっても、月 40 万円程度のオーナー手取額が得られるとされ、かつ、営業不振の場合には、営業権の本部移管まで約束されたため、本件契約の締結及び開業に至ったのであるから、契約に先立って被控訴人が控訴人に対して示した情報が客観的かつ的確な情報でなく、これにより控訴人のフランチャイズ・システムへの加入（契約の締結及び開業）に関する判断を誤らせたといえる場合には、被控訴人は、……信義則上の保護義務違反により、控訴人が右加入により被った損害を賠償する責任を負うというべきである。」

(3)契約終了後の競業禁止

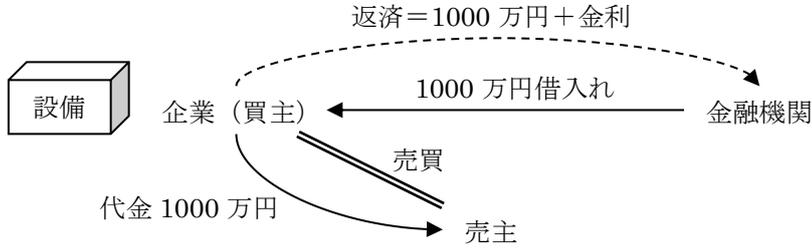
契約終了後のフランチャイジーによる競業禁止+違約金

競業禁止の効力——違約金が高すぎる場合（東京地判平 21・11・18 判タ 1326-224）

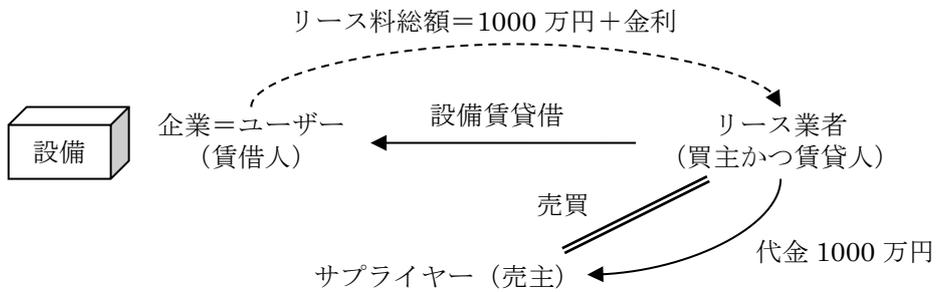
3-3.ファイナンス・リース

(1)意義

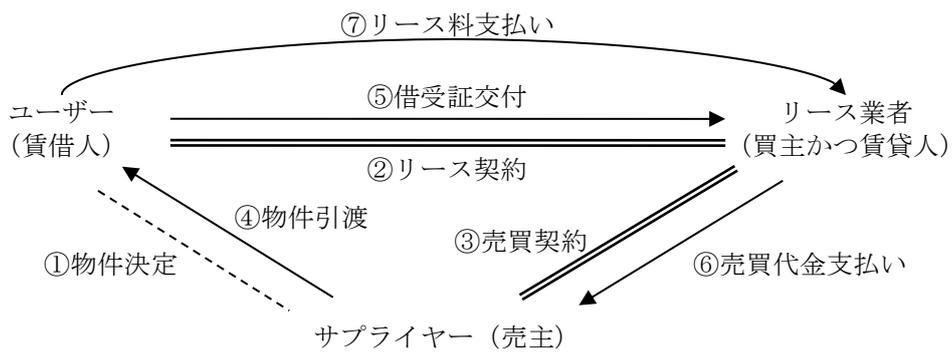
①借入れ+設備購入



②ファイナンス・リース



(2)ファイナンス・リース契約の成立



リース期間——経過後は？

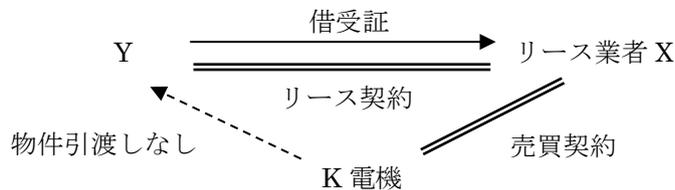
(3)リース料の支払い

リース料総額＝物件購入代金（一期間終了時の残存価格）＋金利＋固定資産税＋保険料 etc.

リース期間中の解約禁止

事例 3-b リース物件の引渡しがない場合

Yは、リース業者Xと、K電機が製造したコンピュータ20台についてリース契約を締結した。YがXに借受証を交付した後、XはK電機にコンピュータ購入代金400万円を支払った。実は、このリース契約は、YがK電機の資金繰りを助けるために行ったものであり、コンピュータはYに引き渡されていなかった。XがYにリース料を請求したところ、Yは、コンピュータの引渡しがないことを理由に、リース料の支払いを拒絶した。



最判平5・11・25 金法 1395-49

「ファイナンス・リース契約は、物件の購入を希望するユーザーに代わって、リース業者が販売業者から物件を購入のうえ、ユーザーに長期間これを使用させ、右購入代金に金利等の諸経費を加えたものをリース料として回収する制度であり、その実体はユーザーに対する金融上の便宜を付与するものであるから、リース料の支払債務は契約の締結と同時にその金額について発生し、ユーザーに対して月々のリース料の支払という方式による期限の利益を与えるものにすぎず、また、リース物件の使用とリース料の支払とは対価関係に立つものではないというべきである。したがって、ユーザーによるリース物件の使用が不可能になったとしても、これがリース業者の責めに帰すべき事由によるものでないときは、ユーザーにおいて月々のリース料の支払を免れるものではないと解すべきである。」

リース物件の引渡がないことをリース業者も最初から知っていたような場合は？

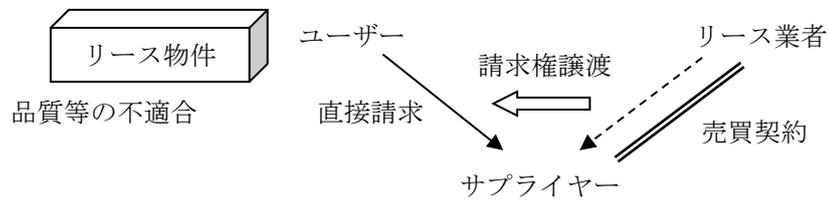
(4)リース物件の品質等の不適合

品質等の不適合

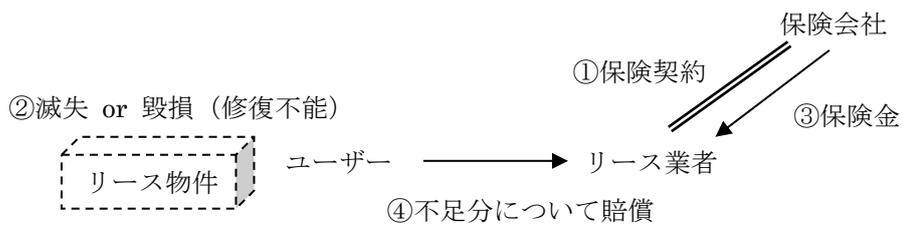
→リース業者の責任・リース料支払い拒否? ⇔ 民法の原則 (民 559・562 以下)

リース契約の条項の合理性——物件の選択、リース業者の能力

サプライヤーに対する直接請求・サプライヤーの直接責任



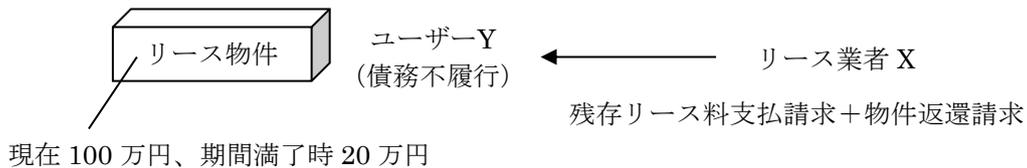
(5)リース物件の滅失等



(6)ユーザーの債務不履行

事例 3-c ユーザーの債務不履行

Yは、リース業者 X と、事務処理機械についてリース契約を締結した。リース期間は 5 年とされ、期間満了時のリース物件の残存価値は 20 万円となることを前提にリース料が設定された。Yはリース期間が 3 年経過した時にリース料の支払いを怠った。Xはリース契約書の条項に従い、残存リース料全額の支払いと機械の返還を Y に請求した。なお、この時点での機械の価値は 100 万円である。



リース料支払義務不履行 → 残存リース料支払い+物件返還

リース業者の清算義務（リース物件の返還時の価値－期間満了時の価値）

最判昭 57・10・19 民集 36-10-2130

「いわゆるファイナンス・リース契約において、リース業者は、リース期間の途中で利用者からリース物件の返還を受けた場合には、……特段の事情のない限り、右返還によって取得した利益を利用者に返戻し又はリース料債権の支払に充当するなどしてこれを清算する必要があると解するのが相当である。けだし、……リース料債権の支払を受けるほかに、リース物件の途中返還による利益をも取得しうるものとするのは、リース契約が約定どおりの期間存続して満了した場合と比較して過大な利益を取得しうることになり、公平の原則に照らし妥当ではないからである。……右の場合に清算の対象となるのは、リース物件が返還時において有した価値と本来のリース期間の満了時において有すべき残存価値との差額と解するのが相当であ〔る〕……。」